

鳥取県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	平成23年3月31日
加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	〃